

特定教育・保育施設に係る利用定員の設定について

1 認可定員と利用定員

(1) 認可定員とは

教育・保育施設の設置に当たり、北海道が定める条例の基準(当該施設の面積、職員配置等)の範囲内で、当該施設の定員として認可された人数をいいます。

※認可定員は、児童福祉法第35条第4項及び第45条の規定により算出された年齢別の人数

(2) 利用定員とは

市長は、子ども・子育て支援法における給付費(委託費)を支払う対象となる教育・保育施設の確認を行うこととされており、当該確認の際に定める当該施設の人数をいいます。

※利用定員は、子ども・子育て支援法第31条第1項に基づき定めます。

(3) 認可定員と利用定員の違い

認可定員は、北海道が定める条例の基準に適合するものであって、北海道が定めるものであり、利用定員は、認可定員を超えない範囲で市町村が定めるものです。

2 開園予定の施設

施設名称	あさ陽認定こども園							
施設の種別	保育所型認定こども園							
設置場所	流通3丁目1番22号							
最寄駅	千歳駅							
教育・保育における実績	ちびっこランド千歳園、育未保育園							
開園予定日	令和2年4月1日							
認可定員	1号認定	2号認定	3号認定		計			
			1・2歳	0歳				
	10人	60人	24人	6人	100人			
利用定員※	1号認定	2号認定	3号認定		計			
			1・2歳	0歳				
			R2	10人	45人	24人	6人	85人
			R3(予定)	10人	53人	24人	6人	93人
	R4(予定)	10人	60人	24人	6人	100人		

※保育所や認定こども園の新設後、1～3年目は4・5歳児(2号認定)に定員割れが生じるため、保育ニーズに伴う柔軟な定員設定を行います。